

岩手県告示第305号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成20年4月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問看護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社ブライトステージ	盛岡市清水町11番30号	ブライトステージ	盛岡市肴町3番18号2階	平成20年2月4日

2 介護予防訪問看護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社ブライトステージ	盛岡市清水町11番30号	ブライトステージ	盛岡市肴町3番18号2階	平成20年2月4日